

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

1 山鹿植木広域行政事務組合概要

平成 22 年(2010 年)3 月の合併以前から、植木地区の家庭ごみ、し尿は、山鹿植木広域行政事務組合(以下、事務組合)において共同処理を行っている(燃やすごみは、平成 31 年(2019 年)4 月から熊本市・山鹿市でそれぞれ処理)。

施設名称	施設種別	所在地	閉鎖	解体
クリーンセンター	焼却施設	山鹿市	平成 30 年度末	令和 3 年度末
リサイクルプラザ	資源物の選別施設	植木町	令和 3 年度末	—
山鹿衛生処理センター	し尿処理施設	山鹿市	令和 6 年度末(予定)	令和 8 年度末(予定)
最終処分場	埋立地	植木町	当面の間、稼働可能(概ね40年程度)	

2 リサイクルプラザについて

資源物の中間処理を行っているリサイクルプラザは、平成15年(2003 年)の竣工から17年ほど経過し、施設が老朽化している。改修費用に5億円程度必要となることから、本市と山鹿市で協議を行い、今年度末をもって閉鎖することを決定した。なお、閉鎖後の利活用については、検討を行っている。

【リサイクルプラザ施設概要】

- ＜所在地＞ 熊本市北区植木町轟 2582-4
 ＜竣工＞ 平成 15 年(2003 年)3 月
 ＜内容＞ 山鹿市・植木地区から排出された家庭ごみ(資源ごみ、不燃性粗大ごみ)の破碎・選別処理、及び事業ごみ(古紙類に限る)の選別を行っている。

3 リサイクルプラザの閉鎖に向けたスケジュール

閉鎖に向けたスケジュールは以下のとおり。

年	月	本市	事務組合
令和3年 (2021年)	4月	校区自治協議会説明 住民への周知	
	9月		管理者会議(山鹿市長、熊本市副市長 (市長代理)出席)にて同文議決の説明
	10月		組合議会全員協議会にて同文議決の説明
	12月	第4回定例会議案提出(同文議決) 構成市の協議成立(協議書への押印)	
令和4年 (2022年)	1～2月	住民への周知	県知事への許可申請 →許可決定後、構成市へ通知
	3月末	リサイクルプラザ共同処理終了	

4 令和 4 年度(2022 年度)からの植木地区における資源物等の出し方について

資源物等の出し方は、これまでど変更はない。ただし、直接持込みについて、民間施設への持込みとなる。

なお、収集した資源ごみ、大型ごみ(不燃)は、民間の中間処理施設へ搬入する。令和 3 年第3 回定例会にて、受入・選別等の業務を民間委託するための補正予算を承認いただいている。

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、山鹿植木広域行政事務組合規約（昭和 50 年 3 月 29 日熊本県指令地第 218 号）の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

山鹿植木広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

山鹿植木広域行政事務組合規約（昭和 50 年 3 月 29 日熊本県指令地第 218 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 号中「ごみ処理施設」を「一般廃棄物の最終処分場」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 組合は、第 3 条に規定するもののほか、当分の間、組合が設置したごみ処理施設の処分に關する事務を共同処理する。

別表ごみ処理施設の設置及び管理運営に關する事務に要する経費の項中「ごみ処理施設」を「一般廃棄物の最終処分場」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により關係地方

公共団体の協議により定めるため、同法第 290 条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

変更後（案）	変更前
（組合の設置及び名称） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定に基づき、山鹿植木広域行政事務組合（以下「組合」という。）を設置する。 （組合を組織する地方公共団体） 第2条 組合は、山鹿市及び熊本市（以下「関係市」という。）をもって組織する。 （共同処理する事務） 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。ただし、熊本市については合併前の植木町の区域（境界変更によって他の市町村へ編入される区域を除き、境界変更によって他の市町村から熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。）に係る事務に限る。 (1) <u>一般廃棄物の最終処分場</u>の設置及び管理運営に関すること。 (2) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。 （事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、山鹿市南島1270番地1に置く。 （議会の組織及び議員の選挙の方法） 第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10人とし、関係市の定数は、山鹿市6人、熊本市4人とする。 2 前項の組合議員は、関係市の議会議員のうちから当該市の議会においてこれを選挙する。 （議員の任期等） 第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員として在任する期間とする。 2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市は直ちに補充しなければならない。 （管理者及び副管理者） 第7条 組合に管理者1人及び副管理者1人を置く。	（組合の設置及び名称） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第2項の規定に基づき、山鹿植木広域行政事務組合（以下「組合」という。）を設置する。 （組合を組織する地方公共団体） 第2条 組合は、山鹿市及び熊本市（以下「関係市」という。）をもって組織する。 （共同処理する事務） 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。ただし、熊本市については合併前の植木町の区域（境界変更によって他の市町村へ編入される区域を除き、境界変更によって他の市町村から熊本市へ編入される区域を含む。以下同じ。）に係る事務に限る。 (1) <u>ごみ処理施設</u>の設置及び管理運営に関すること。 (2) し尿処理施設の設置及び管理運営に関すること。 （事務所の位置） 第4条 組合の事務所は、山鹿市南島1270番地1に置く。 （議会の組織及び議員の選挙の方法） 第5条 組合の議会（以下「組合議会」という。）の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10人とし、関係市の定数は、山鹿市6人、熊本市4人とする。 2 前項の組合議員は、関係市の議会議員のうちから当該市の議会においてこれを選挙する。 （議員の任期等） 第6条 組合議員の任期は、関係市の議会の議員として在任する期間とする。 2 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市は直ちに補充しなければならない。 （管理者及び副管理者） 第7条 組合に管理者1人及び副管理者1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市の長のうちから関係市の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市の長として在任する期間とする。
- 4 管理者は、組合を統括し、これを代表する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会計管理者）

第8条 組合に会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。

（職員）

第9条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。
- 3 職員の定数は、条例で定める。

（監査委員）

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員として在任する期間とし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。ただし、関係市の監査委員のうちから選任された者にあつては当該市の監査委員として在任する期間とする。

（経費の支弁の方法）

第11条 組合の経費は、組合の財産から生ずる収入、関係市の負担金、地方債及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表に定めるところによる。

附 則

- 2 管理者及び副管理者は、関係市の長のうちから関係市の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市の長として在任する期間とする。
- 4 管理者は、組合を統括し、これを代表する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会計管理者）

第8条 組合に会計管理者1人を置く。

- 2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。

（職員）

第9条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。
- 3 職員の定数は、条例で定める。

（監査委員）

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員として在任する期間とし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。ただし、関係市の監査委員のうちから選任された者にあつては当該市の監査委員として在任する期間とする。

（経費の支弁の方法）

第11条 組合の経費は、組合の財産から生ずる収入、関係市の負担金、地方債及びその他の収入をもって充てる。

- 2 前項に規定する関係市の負担金の負担割合は、別表に定めるところによる。

附 則

1 この規約は、昭和５０年４月１日から施行する。ただし、熊本県知事の許可が昭和５０年４月２日以降となったときは、その許可のあった日から施行する。

2 組合は、第３条に規定するもののほか、当分の間、組合が設置したごみ処理施設の処分に関する事務を共同処理する。

別表（第１１条関係）

経費の種類	負担金の基準
<u>一般廃棄物の最終処分場</u> の設置及び管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 １００％
し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 １００％
一般管理事務に要する経費	人口割 １００％
その他の経費	その都度、関係市の協議の上、管理者が定めることができる。

備考 人口及び処理量については、関係市の協議の上、管理者が定める。ただし、熊本市については、合併前の植木町の区域に係るものに限る。

この規約は、昭和５０年４月１日から施行する。ただし、熊本県知事の許可が昭和５０年４月２日以降となったときは、その許可のあった日から施行する。

〔新設〕

別表（第１１条関係）

経費の種類	負担金の基準
<u>ごみ処理施設</u> の設置及び管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 １００％
し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に要する経費	処理量割 １００％
一般管理事務に要する経費	人口割 １００％
その他の経費	その都度、関係市の協議の上、管理者が定めることができる。

備考 人口及び処理量については、関係市の協議の上、管理者が定める。ただし、熊本市については、合併前の植木町の区域に係るものに限る。

附 則

この規約は、令和４年４月１日から施行する。